

# R5年度 男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

公表日：2024年8月8日

全労働者	101.8%
正職員	104.3%
パート・準職員	121.3%

## 説明欄

対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

賃 金：基本給、処遇改善に関する手当、超過勤務手当、賞与を含み、通勤手当、扶養手当、住居手当、夜間勤務手当、待機手当等を除く。

正職員：雇用期間を定めのない、正規職員。

パート・準職員：嘱託職員、臨時職員、パート・短時間勤務。パート・短時間勤務は常勤換算した人員数を基に算出。